

# 第4次 住居表示の実施と 第2次 住居表示の一部について町境を変更

昭和37年に施行された「住居表示に関する法律」にもとづいて、大館市では昭和40年7月20日、第1次住居表示を、つづいて昭和42年3月1日、第2次住居表示を実施しました。

第3次の住居表示については、いろいろの事情から、一時これを保留としておりますが、今回、長木川以北の清水1丁目から3丁目に隣接する西側部分、国鉄花輪線の線路および長木川の堤防で囲まれた部分、および旧下川沿地区的餅田部落を第4次住居表示として実施することになりました。

これら実施の理由として、清水町の西の側部分については、三菱金属鉱業の住宅が大量に建設された結果、その周囲に各種事業所および住宅の建設が誘発され、宅地化が著しく、また、餅田地区については市営住宅餅田団地桂高校の新設など、その地理的条件が良好なため、市街地として将来にわたってますますその発展の頻度を早める条件にあります。

このため従来の字、地番で住居を表示する方法では、人の訪問、郵便や荷物の集配および行政事務に各種の障害を生じております。

これは住民福祉の面からも好ましくなく、これを解消するため、新しい住居表示を実施するものです。

第2次住居表示の一部町境の変更については、片山町2丁目、根下戸新町、住吉町の3つの町について変更します。

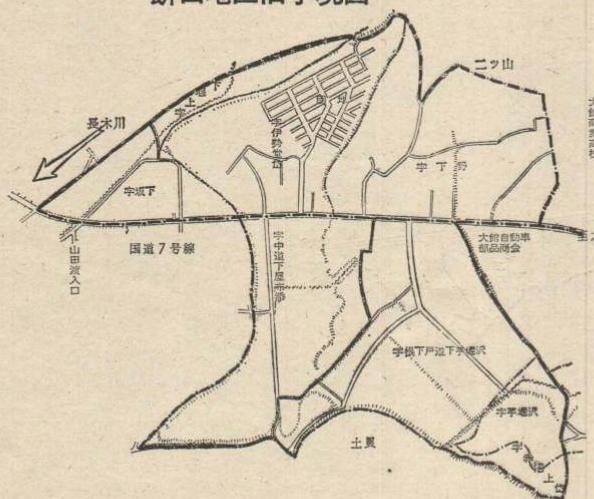
片山2丁目地区は、昭和42年に住居表示を実施した当時と比べ、国道7号線による交通の利便に恵まれ、宅地化が大幅に進み、これにともなって道路網の整備拡充が著しく進み、従来の住居表示では、現状にそぐわなくなっています。このため、これを2つの町に分割し、片山2丁目および3丁目とし、さらに街区を細分化してより明確なものとするものです。

根下戸新町は、これを実施した当時、道路がほとんどなく、広範な面積を1つの街区としておりましたが、町の中央部へ住宅が建設されたと道路計画の整備がなされ、杭打ちが終っているため、これにもとづいて街区設定をし、また、町の境の東側を大規模農道までとし、西側を餅田2丁目の町境までに変更します。

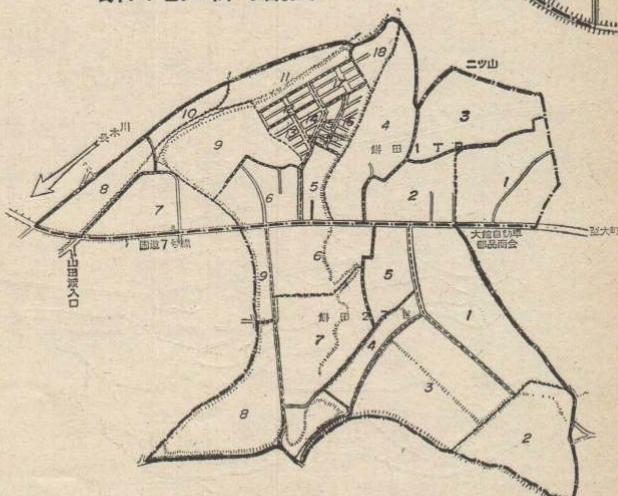
このため、町の規模として小規模であった住吉町の西側境を大規模農道までとして、従来2つの街区を3つの街区に増設するものです。

以上の結果により、市では、学識経験者、地元代表、市議会議員、関係官署および市の職員15名をもって構成する「住居表示整備審議会」に諮問し、その答申に基づいて作業を進めてまいりましたが、関係市民の全面的なご理解とご協力により、このほどその案(下記図参照)ができましたので8月1日に告示しました。

餅田地区旧字境図



餅田地区新町割図



## 実施時期

市では8月1日の告示後30日を経過した後、異議がなければ9月の議会にはかつて、新しい町割等の変更を決定することになりますが、その実施時期を10月1日に予定しております。

### 〈凡例〉

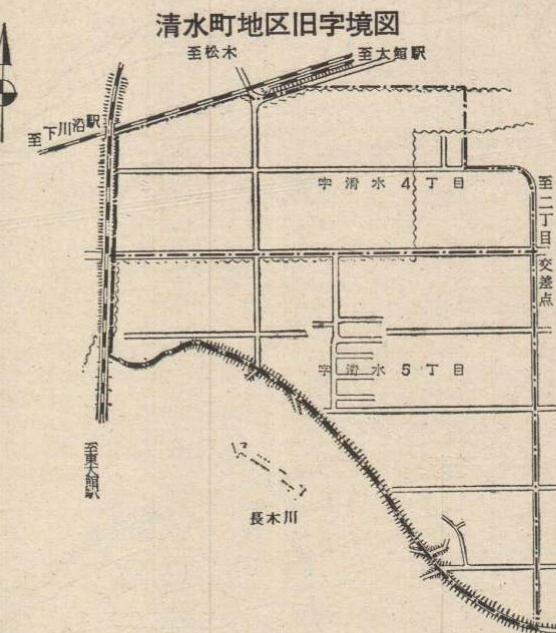
町の境界	———
街区の境界	———
数字	数字
街区番号	街区番号

## 告示

**大館市告示14号**  
住居表示に関する法律(昭和37年法律第119号)第5条の2第1項の規定により、昭和43年10月1日から、本市内の別図1に示す町の区域及び字の区域並びにその名称を別図2に示すとおり変更する。

48年8月1日  
大館市長 石川芳男

## 清水町地区旧字境図



清水町地区新町割図

